

議案第94号

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年阿見町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の2及び第14条の規定は、適用しない。

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案についての概要

第1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

第2 改正の主な内容

地方公務員法等の一部改正に伴い、引用する規定の条項番号を改める、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を定める。

第3 施行期日

令和5年4月1日